

一 爭議發生ノ場所

東京都芝區白金三光町一五九

二 事業主側

名稱 日本織裝株式會社

代表者 專務取締役 山口勝三

事業 機械製作

資本金 七萬圓 全額拂込済

企業系統 十シ

雇用労働者 男二十七名

三 労働者側

爭議參加労働者 男二十七名

加盟労働組合 総同盟東京鉄工組合大崎第九支部

組合加入、爭議參加者全員

四 爭議發生ノ時

昭和四年一月二十八日

五 爭議發生原因

會社ニ於テハ昨年初頭從來ノ請負制度ヲ常備制度ニ

変更シシク爲メ経済上其他ニ著シキ影響ヲ及ボシ職

工側ハ之レガ改善要求ニ因リ奇々協議中ノ処客月二

十八日ニ至リ

一 従業員ノ日給五日間据置キヲ二日間トスルコト

二 新期従業員ニ被保險証ヲ即時交附スルコト

三 従業員ノ生活安定ヲ保証スル爲メ午後六時半迄義

務減業ヲスルコト